

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長  
(鹿児島県教育委員会教育長)

地方公務員等共済組合法運用方針の一部改正に伴う被扶養者の認定要件の変更について（通知）

このことについて、共済制度と健康保険制度では、被扶養者として認定する者の所得要件が異なっていたため、今回健康保険制度の所得要件と合わせることになりました。

については、下記のとおり被扶養者の認定が可能となる場合が生じますので、事務手続に遺漏のないよう組合員への周知をお願いします。

### 記

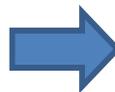
#### 1 被扶養者の認定が見込まれる者

被扶養者の認定にあたり確認する所得要件について、以下の①又は②に該当する者は、年額130万円以上180万未満の所得がある場合であっても被扶養者として取り扱うこととする。

- ① 国民年金法及び厚生年金保険法に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する場合
- ② 60歳以上である場合

#### 【改正前】

- ① 所得の全部又は一部が公的年金等のうち障害を支給事由とする給付にかかる所得である場合
- ② 60歳以上の者であってその者の所得の全部又は一部が公的年金等に係る所得である場合



#### 【改正後】

- ① 公的年金等のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者(※)
- ② 60歳以上の者である場合

(※)原則として、年金裁定済みの者であることが前提。年金証書又は年金額改定通知書等の写しで確認する。

#### 2 留意事項

- (1) 1①は、現に障害年金を受給していない者（併給調整等による支給停止）についても、所得要件が180万円未満となる。
- (2) 1②は、公的年金の受給の有無にかかわらず、60歳以上の者の所得要件が180万円未満となる。なお、民法上、誕生日の前日に年齢到達することとなるため、誕生日の前日から所得要件が180万円未満となる。したがって、パート収入等により月収が不特定の者については、誕生日の前日の属する月の収入から、月額15万円未満が所得要件となる。
- (3) 1の①及び②に該当する雇用保険受給者については、原則として雇用保険の日額及びその他の収入を日額に換算した金額を合計した金額が月額5,000円未満であれば認定可能とする。

#### 3 施行日 令和5年4月1日

問合せ先：公立学校共済組合鹿児島支部  
担当 年金給付係 山下・上園  
県立学校における本文書の文書管理上の分類番号：「B-7-3(共済組合)」